

【表紙】

【発行登録番号】	5 - 関東 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年 6月23日
【会社名】	E N E O Sホールディングス株式会社
【英訳名】	ENEOS Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 齊藤 猛
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目 1番 2号
【電話番号】	03(6257)7075
【事務連絡者氏名】	インベスター・リレーションズ部 IRグループマネージャー 江口 小百合
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目 1番 2号
【電話番号】	03(6257)7075
【事務連絡者氏名】	インベスター・リレーションズ部 IRグループマネージャー 江口 小百合
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2023年 7月 5日）から 2年を経過する日（2025年 7月 4日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 300,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2番 1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目 8番20号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行社債】

未定

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

未定

(2)【手取金の使途】

設備資金、投融資資金、借入金返済資金、社債償還資金、C P償還資金および運転資金等に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度	第12期（自	2021年4月1日	至	2022年3月31日）	2022年6月28日	関東財務局長に提出
事業年度	第13期（自	2022年4月1日	至	2023年3月31日）	2023年6月30日	までに関東財務局長に提出予定
事業年度	第14期（自	2023年4月1日	至	2024年3月31日）	2024年7月1日	までに関東財務局長に提出予定

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度	第13期第1四半期（自	2022年4月1日	至	2022年6月30日）	2022年8月12日	関東財務局長に提出
事業年度	第13期第2四半期（自	2022年7月1日	至	2022年9月30日）	2022年11月11日	関東財務局長に提出
事業年度	第13期第3四半期（自	2022年10月1日	至	2022年12月31日）	2023年2月13日	関東財務局長に提出
事業年度	第14期第1四半期（自	2023年4月1日	至	2023年6月30日）	2023年8月14日	までに関東財務局長に提出予定
事業年度	第14期第2四半期（自	2023年7月1日	至	2023年9月30日）	2023年11月14日	までに関東財務局長に提出予定
事業年度	第14期第3四半期（自	2023年10月1日	至	2023年12月31日）	2024年2月14日	までに関東財務局長に提出予定
事業年度	第15期第1四半期（自	2024年4月1日	至	2024年6月30日）	2024年8月14日	までに関東財務局長に提出予定
事業年度	第15期第2四半期（自	2024年7月1日	至	2024年9月30日）	2024年11月14日	までに関東財務局長に提出予定
事業年度	第15期第3四半期（自	2024年10月1日	至	2024年12月31日）	2025年2月14日	までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2023年6月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年6月29日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2023年6月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2022年7月28日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2023年6月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2022年8月12日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2023年6月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2022年9月15日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2023年6月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2022年10月13日に関東財務局長に提出

8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2023年6月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2023年3月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本発行登録書提出日（2023年6月23日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、そのうち有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（3）目標とする経営指標」に記載されている第2次中期経営計画については、2023年5月11日に第3次中期経営計画を新たに公表しております。また、有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（5）対処すべき課題 次期の連結業績予想について（2022年5月公表）」に記載されている売上高、営業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益及び在庫影響を除いた営業利益相当額については、当該有価証券報告書提出時点のものであり、当該業績予想が対象とする連結会計年度については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査が未了であるものの、2023年5月11日に実績値を公表しております。当該事項を除き、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項については、本発行登録書提出日（2023年6月23日）現在においてもその判断に変更はありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

E N E O Sホールディングス株式会社 本社
（東京都千代田区大手町一丁目1番2号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。